

幌加内町带状疱疹ワクチン接種のお知らせ

国の方針により、带状疱疹ワクチン接種は令和7年4月から定期接種として実施されることになりました。幌加内町でも多くの人に接種してもらえるように接種費用の一部を助成し、接種しやすい体制を整えました。

【定期接種の対象者】 令和7年度は下の表の方が定期接種の対象です

65 歳	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日生まれの方
70 歳	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日生まれの方
75 歳	昭和 25 年 4 月 2 日～昭和 26 年 4 月 1 日生まれの方
80 歳	昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 21 年 4 月 1 日生まれの方
85 歳	昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日生まれの方
90 歳	昭和 10 年 4 月 2 日～昭和 11 年 4 月 1 日生まれの方
95 歳	昭和 5 年 4 月 2 日～昭和 6 年 4 月 1 日生まれの方
100 歳	大正 14 年 4 月 2 日～大正 15 年 4 月 1 日生まれの方
101 才以上	大正 14 年 4 月 1 日以前生まれの方

※101 歳以上の方は令和7年度に限り定期接種の対象となります。

【任意接種の対象者】 上の表以外の幌加内町に住民登録がある 50 歳以上の方

※任意接種の対象者の方の助成は、町内の医療機関で接種した方がのみが対象です。

【ワクチンの種類】

带状疱疹ワクチンは2種類あり、接種方法や回数が異なります。

種類	乾燥弱毒生水痘ワクチン (生ワクチン)	乾燥組み換え带状疱疹ワクチン (不活化ワクチン)
接種回数	1 回 (皮下接種)	2 回 (筋肉内接種)
接種にかかる 費用	8,000 円	1 回 20,000 円 (2 回で 40,000 円)
自己負担額	2,000 円	1 回 5,000 円 (2 回で 10,000 円)
	接種費用の概ね 3/4 を町が負担しています	
健康被害に関 する補償	【定期接種】 予防接種法に基づく健康被害救済制度による給付	
	【任意接種】 独立行政法人医療品医療機器総合機構法による給付 ※予防接種法に基づく健康被害とは異なり、補償の内容や額等に違いがあります。	
その他	・ 带状疱疹にかかったことがある方も、免疫の低下により再び発症する可能性があるため、接種をすることができます。 ・ 生涯に 1 度、1 つのワクチンについてのみ助成。 ・ 過去に任意接種として带状疱疹ワクチンを規定回数接種されている方は、基本的に定期接種の対象外です。	

【接種方法】 町立診療所へ予約をお願いいたします（TEL 35-2321）。

【定期予防接種対象者の町外接種での費用助成】

入院、施設入所等やむを得ない事情により、町外の医療機関で接種を行う場合、定期接種の対象者のみ接種費用助成制度があります。手続きが必要ですので、保健福祉課すこやか保健係までご相談ください。

【お問い合わせ】

保健福祉総合センターアルク 保健福祉課すこやか保健係 TEL：0165 - 35 - 3090